

交運労協 FAX ニュース NO. 5

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2016年2月10日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570 発行人 高松 伸幸

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

第2回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 事業参入後の安全確保について議論！

1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて国土交通省が設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の第2回委員会が、2月9日に開催された。

冒頭、委員長の山内弘隆一橋大学教授より挨拶を受けた後、議題の一点目として、事務局より「事故を受けた緊急対策」について報告された。内容は、①シートベルトの着用徹底に関する緊急対策②運転者への安全運転教育に関する緊急対策(貸切バス事業者による初任者研修における実技訓練の義務化)③街頭監査の結果を踏まえた対策、の三点。

続いて、議題の二点目として、事業参入後の安全確保についてのチェックの強化について、事務局より提起を受け、議論を行った。

事故発生前に実施したバス会社イーエスピーに対する監査で是正を指示していたにも関わらず、事故発生後に安全管理上の問題が確認されたことを踏まえ、「監査の見直し」について、①監査で判明した法令違反の状態を迅速に事業者には是正・改善させるための仕組み②輸送の安全に直結する事項について、継続的に改善状況をチェックし、法令違反の状態を放置しないための仕組み③監査開始から処分までの時間の短縮④監査の実効性の向上を図るため、民間団体等の活用による監査を補完する仕組み、などについて方向性が示された。

また、現行の一部車両の使用停止処分では、安全確保に関する法令違反を抑制できないことを踏まえ、「行政処分の見直し」について、①事業停止、事業許可取消対象となる範囲の拡大(複数回にわたり法令違反の状態を是正・改善しない事業者、死亡事故など社会的に重大な影響のある事案を引き起こした事業者)②処分量定について見直すとともに、使用停止対象車両数を増加し、処分の実効性を高める、などについて方向性が示された。

次回委員会は、2月18日に、「旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化」を議題に開催される。